令和2年3月定例教育委員会会議録

- 1. 日 時 令和2年3月26日(木)午後2時30分~午後5時
- 2. 場 所 市役所職員会館2階 大会議室
- 3. 出席者

教育長 樋口 利彦 教育長職務代理者 野口 和江 委員 谷口 馨 委員 河野 さおり 委員 植原 和彦

4. 事務局出席者

教育総務部長 藤浪 秀樹/学校教育部長 谷 桂輔/生涯学習部長 藤原 淳総務課長 髙井 哲也/学校給食課長 井出 英明/学校管理課長 山本 千尋産業高校学務課長 小林 大樹/学校教育課長 倉垣 裕行/人権教育課長 寺内 ユカ生涯学習課長 寺本 隆二/スポーツ振興課長 津田 伸一/郷土文化課長 西川 正宏図書館長 溝端 多賀子/総務課参事 松本 秀規/総務課参事 井上 慎二生涯学習課主幹 吉田 重成/スポーツ振興課主幹 田中 信一

開会 午後2時30分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に谷口委員を指名した。 傍聴人0名

〇樋口教育長

ただいまから、令和2年3月の定例教育委員会会議を開催します。

報告に入る前に、非公開の決定ですが、本日の案件のうち、議案第 18 号「岸和田市立公民館 及び青少年会館再編基本方針(案)」と議案第 19 号「岸和田市立社会体育施設再編方針(案)」 は本日協議した後、政策調整会議、政策決定会議を経て決定し公表されるものとなりますので、 この 2 件を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(教育委員 賛同)

非公開への賛同がございましたので、そのように取り扱います。

報告第 11 号 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助 執行させることについて

〇樋口教育長

報告第11号について、説明をお願いします。

〇髙井総務課長

報告第 11 号につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である 職員に補助執行させることについてです。

現在、岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針及び個別計画が策定されたところです。議会で関連予算、条例等が否決されましたが、令和2年4月から認定こども園の設置に伴う事務が市長の補助機関において行うことで進めています。

そこで、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する幼稚園の廃止に係る事務について、市長の補助機関の職員に補助執行させるため、別添の協議書のとおり協議を申し入れ同意を得たところです。協議書の一番下に補助執行させる事務ということで、一つには岸和田市立幼稚園及び保育所再編方針に関すること。そして個別計画に関すること。三つ目に認定こども園の設置に伴う市立幼稚園の廃止に係る事務に関することとして、在園児の保護者に対する説明に関すること。園児募集停止に関すること。教育委員会の会議への出席、議案の提出ということになっています。

基本的には認定こども園化に伴う事務で、現状総務課が行っている事務を市長部局に担ってもらうという協議です。

〇樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第12号 小学校新1年生に連絡帳の寄贈について

〇樋口教育長

報告第12号について、説明をお願いします。

〇山本学校管理課長

報告第12号につきましては、小学校新1年生への寄贈についてです。

寄贈品目は「テレビ岸和田 れんらくちょう」令和2年度市内小学生1年生の児童数分、換算額は不明となっています。

寄贈目的は岸和田市立小学校に入学する新1年生に利用してもらうため。寄贈者は岸和田市作 才町の(株)テレビ岸和田代表取締役 米田様からいただいています。寄贈年月日は令和2年2 月21日となっています。

各学校に3月の中旬頃にテレビ岸和田様が配布をしていただいています。れんらくちょうの寄贈は、今年で3年目になっています。

〇樋口教育長

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。3年目ということで、有難い ことだと思います。

ないようですので、報告として承りました。

報告第13号 市民公開講座「アーチェリー講座」について

〇桶口教育長

報告第13号について、説明をお願いします。

〇小林産業高校学務課長

報告第13号につきましては、市民公開講座「アーチェリー講座」についてです。

毎年開催させていただいています「アーチェリー講座」です。対象者は、昨年同様小学校4年生から中学校3年生までとしています。日時は5月から11月の土日もしくは祝日の全12回を予定しています。場所は岸和田市立産業高等学校のアーチェリー場で行います。定員は、初級10名及び中級10名を考えていますが、申し込み状況によっては若干変更する可能性があります。実習費は、6千円で、防具を持っている場合は2千円としています。講師は、岸和田市立産業高等学校教員です。申し込みについては、往復はがきによる4月20日(月)必着で申込みとなり、広報きしわだ4月号、ホームページにも掲載して周知を行います。

〇樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〇野口教育長職務代理者

今年の参加者は何人でしたか。

〇小林産業高校学務課長

今年は若干少なく初級と中級合わせて12名でした。リピート率が高く45%程度あり、何年も参加してくださる方が多いという印象です。

〇樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 14 号 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(岸和田市概要)に ついて

〇樋口教育長

報告第14号について、説明をお願いします。

○倉垣学校教育課長

報告第 14 号につきましては、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(岸和田市概要)についてです。

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、市民に対して説明責任を果たすとともに、本年度の結果を踏まえての改善についてのポイントを明らかにし、体力向上を進

めたいと考えております。

概要をまとめたものをご覧ください。 2ページが小学校、3ページが中学校になっています。 小学校は全国と比べると課題は残るものの全体として体力は向上傾向にあります。ここ数年を みても男子、今年度については特に女子が大阪府を上回る成果をあげています。

中学校については、男子はここ数年をみても概ね横ばいであり、女子については大きな課題があります。

各種目別のT得点、全国平均値を 50 として、どれくらいの割合かを示していますが、小学校については全国に迫る種目や同等の種目もいくつかあります。中学校については、男子の2種目が全国平均に近いですが、後は課題が残ります。女子については、課題が大きい種目もありまして今後の取り組みの中心になるところであると考えています。

4ページ、5ページにつきましては、各種目の経年の変化です。点線は今の傾向を表しています。
●が付いているのは過去最高値で、小学校女子はいくつか付いています。
×は過去最低値です。

6ページは総合評価の経年変化で、下は上位・下位6校の体力合計点の推移です。特に小学校の男子については、上位6校と下位6校の差が非常に大きくなっています。上位6校は平成25年度以降ずっと全国平均を上回る数値であるのに対して下位6校の平均は今年度は最低値を示しています。逆に女子については下位6校も非常によく頑張った数値となっています。

中学校についても、男子は小学校と同じような傾向ですが女子は更に良くない結果となっています。上位校と下位校の取り組みに大きな差がでてしまっているところかなと感じています。上位と下位の差ですが、体育の授業の中の取り組みで例えば団体競技に出る時に、子どもたちは勝った時だけに運動や体育の楽しさを感じているのではなくて、上手にできた時や記録が伸びた時、できなかったことができるようになった時に、運動の楽しさを感じているということが調査の中でも分かってきています。そういった楽しさを感じるきっかけというのは、子ども同士の関わりというのが非常に大きなものとなっていますので、上位校においてはそういった関りを増やす手立てをより多く取り入れていることが分かってきています。

また運動が苦手な子どもへの支援というものを、より多く取り入れて苦手な子どもでも楽しく 取り組める工夫がなされていることが分かってきていますので、こういったことが下位の学校で も実践できるような形で、学校教育課も指導支援をしていきたいと考えています。

8ページ、9ページは1週間の総運動時間やその経年変化です。

10 ページ、11 ページは体育の授業は楽しいか楽しくないかとその経年変化です。体育の授業が楽しいかという意識については、全国や大阪府と比べると小学校、中学校男女ともに低くなっています。経年で見ていきますと少しずつ改善は示しています。こちらは授業の中で楽しさを感じられるような取り組みを進めなければならないと考えています。

最後にまとめですが、課題のある種目や取り組みについては記載のとおりですので、これらを 踏まえて日常の授業改善を図ってまいります。

また市教委としましては、保健体育の授業の充実、教員の指導力向上のために指導主事による

指導助言を行ってきましたが、そういった授業作りを専門にしている大学教員で関わりのある方もいらっしゃいますので、より分かりやすい実技研修会等を実践し取り組みを更に来年度進めたいと考えています。実技研修に来られない方のためにそれらの映像を教育センターのデータにアップして研修に来ずともそれらの様子を見る事ができるよう進めております。

こちらにつきましては、この報告の後、若干割愛したものになりますが、市のホームページに 公開します。

〇樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〇植原委員

まとめの課題のところで、「20mシャトルラン」が男子は経年比較においても向上する傾向が認められていないとありますが、横ばいではないでしょうか。令和元年度は下がっていますが、平成30年度は少し上がっています。

〇倉垣学校教育課長

傾向でみると下降傾向と判断しましたが、表現を検討します。

〇植原委員

体力向上支援委員会とは何ですか。

〇倉垣学校教育課長

各校長会、教頭会と小教研などの代表を各1名選出し体力向上にむけた取り組みを学校に対し どのように働きかけていくかなど検討しています。

○植原委員

わかりました。外部ではなく内部で現状を共有しようとするものですね。

〇野口教育長職務代理者

最近若い先生が多くなっていますよね。体育は若い先生だと子どもたちと楽しく授業ができるのではないのかなと思うのですが、やはり若い先生方でも体育の指導となると、子どもたちを夢中にさせられない、魅力的にさせられないという指導の面の問題が大きいのですか。

○倉垣学校教育課長

チームで対抗する競技であったりすると、子どもたちが勝った負けただけが唯一の価値判断になったりする場合があります。そうではなくて、そこで楽しさを感じる子どもも一定はいるかもしれませんが得意でない子どもであるとか、特に楽しみを感じない子どもがいる中で、できないことができるようになる、自分の段階が上がるという事に主眼をおいて指導ができているかどうか、そういったところに指導の中心を置いている指導方法を取れているかどうかということが、できている教師、できていない教師そういった場合があるのかなと思っています。ですので若いから得意である、指導方法が優れているとは必ずしも言えないことがあるのかなと思います。

〇野口教育長職務代理者

若いだけに子どもたちと一緒になっていろいろな事ができるという強さが若い先生だからこ そあると思います。その若さを活かして子どもたちを惹きつけるような力をしっかりつけていっ てほしいと思います。

〇倉垣学校教育課長

その中で指導のスキルもしっかりと身につければ、より良い授業が成立するのかなと思います。

〇樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第15号 防犯ブザーの寄贈について

〇桶口教育長

報告第15号について、説明をお願いします。

〇倉垣学校教育課長

報告第15号につきましては、防犯ブザーの寄贈についてです。

寄贈品は、防犯ブザーです。令和2年度の小学校新1年生児童数分1672個プラス予備で1950個をいただいてます。

寄贈目的は児童の安全確保を図るためです。寄贈者は例年いただいています、大阪府民共済生活協同組合様です。寄贈年月日は令和2年3月下旬ですので、もう届いている頃かと思います。 防犯ブザーの形は例年と変わっています。この防犯ブザーを新入学1年生に配付する予定となっています。

〇樋口教育長

例年の寄贈でありがたいことです。

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〇谷口委員

去年に今の1年生がいただいて使用実績はあるのですか。あってはならないことですし、無い 方が望ましいのですが、そのためにいただいており、実際に使った、役に立った事例はあります か。

〇倉垣学校教育課長

これを鳴らすような事案があったとか鳴らして役になったということは報告を受けていません。

〇谷口委員

予備の分はどうしているのですか。

〇倉垣学校教育課長

各校の予備と教育委員会事務局保管で、失くしたり壊れた場合に対応しています。

〇桶口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第16号 第3次岸和田市子ども読書活動推進計画について

〇樋口教育長

報告第16号について、説明をお願いします。

〇溝端図書館長

報告第16号につきましては、第3次岸和田市子ども読書活動推進計画についてです。

計画策定の目的は、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の理念に基づきまして、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、環境の整備を推進するためのものでございます。この法律に市町村が子どもの読書活動推進計画を策定するよう努力するという規定がありまして、それに基づきまして本市の現状を踏まえた施策の計画を推進するために、第2次岸和田市子ども読書活動推進計画の計画期間の概ね5年が過ぎましたので今回改訂させていただきました。

計画の概要ですが、第1章から4章までの章立てで、第1章は計画策定にあたってということで、「それぞれの発達段階に応じた取組が重要であること」、「子どもにとって魅力のある資料と子どもの読書活動を支援する存在が必要であること」、「子どもが本に親しむ機会やきっかけをつくることが大切であること」の3点を留意点として計画を策定しました。

第2章は現在の計画の取り組みを、1から4の項立てで、取り組んだ内容と成果、課題について記載しています。

第3章では、第3次計画の基本方針について4点記載しています。資料の充実、心地よい環境をつくっていく環境整備が一番、二番目は子どもと本をつなぐ、人材の確保やしくみづくり。三番目は岸和田市の特色を生かした読書活動を推進して行こうということで、岸和田の歴史、伝説など郷土資料を充実していく、今ある郷土資料を活用していくことを掲げています。四番目は家庭、地域、保育所等、幼稚園、学校、図書館をはじめ関係各機関が連携、協力して啓発を進めていくことを掲げています。

今回の基本目標は「『読書が好き』な子どもの割合が全国の平均以上となる。」ということで、参考指標は平成30年度は無かったということもあるのですが、今後も全国学力・学習状況調査のアンケートにこの項目が入るかどうかは分かりませんが、「読書は好きですか」の設問に対する回答での国、府、市の割合を見ましたところ、本市は国の平均よりかなり下回っているということがありますので、全国平均というところを目標としました。

推進体制は今と変わりませんが、子ども読書活動推進会議の事務局を図書館として広く周知し 進行管理等を行っていきます。この計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度の概ね5年と しています。

今後の予定としましては、今日の報告の後、4月以降にホームページ等で公表し関係機関に配布します。

〇樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〇河野委員

ブックスタート実施状況の推移で実施率が6割前後で推移していましたが、平成29年度が97.6%、平成30年度が99.1%となっていますが、何か工夫されたのですか。

〇溝端図書館長

配布方法をそれまでは、引換券をお渡しして市民センターや図書館分館など公共施設に来ていただいて引き換えであったのが、4か月健診の時にその場でお渡しするようにしました。

〇河野委員

それでこれだけ増えるという事は皆さんきちんと来られているということですね。

〇野口教育長職務代理者

基本目標が「『読書が好き』な子どもの割合が全国の平均以上となる。」となっていますが、岸和田の子どもたちがなかなか読書が好きにならない原因は何なのでしょうか。各学校では読書タイムなどいろいろ努力もしておられると思いますし、各学校の図書館コーディネーターさん中心に以前と比べ図書館の雰囲気もとても良くなっていると思うのですが、なかなか上がっていかないのは何故なんでしょうか。

〇倉垣学校教育課長

お答えできればいいのでしょうが、答えは持ち合わせていません。

〇谷口委員

電車に乗りましても、まず本を読んでいる人は「0」で、ほとんどがスマートフォンを見ている、大人がそういう状況です。読み聞かせてあげる本は読んでいるのでしょうが、そこから自分で自力で読むということが無くなってきているのかなと思います。だからスマートフォンのように主語と結論だけが出ているという読み方になるので、SNSのガセネタに簡単に騙されトイレットペーパーが無くなるようなことになっています。何でもいいので文字を読むと責任も伴いますので、書く方も責任を伴うので、子どもの時からそういう習慣を付けていただく。受験用の漫画の歴史などが出ていますよね、漫画ならまだ読むのかなと、それを読書と呼ぶのかどうか分かりませんが、この世代はこのような本がよく借りられているというような統計はあるのでしょうか。

〇溝端図書館長

世代別の統計は精査すれば、一般書であったり実用書であったりというのは、出せると思います。委員ご指摘の漫画の歴史書について、文字だけの歴史本で子ども向けの蔵書はなかなか難しいので、図書館でも漫画で読む歴史をどんどん入れるようにしています。先進的な取組みとしては、近大の新しくできた図書館が漫画での古典書をまず置いて、その並びの続きで文字だけの古典書を置くというコーナーの作りにして誘導しているというようなこともあります。そういう新しい方法を検討していかないといけないかなと考えています。

〇谷口委員

是非ご一考いただいて、何かとにかく2時間以上読書するなどは無理なので、一回も図書館に 行ったことがない人が6から7割いますので、図書館に足を運んでみようかなと思う人が少しで も増えることを祈っています。

〇植原委員

学習指導要領が変わり、司書教諭の配置ということで学校図書館の活用が明確に書かれています。そのことで主体的であるとか深い学びの実現にどうしても図書館を活用していくようになっていくと思います。図書離れをしている小中学校あたりが、うまくいけば図書館を利用するのではないでしょうか。岸和田の図書館は移動図書館を行い学校に行ってくれたりと連携も深めているので本の冊数は非常に多いと思います。どう宣伝するかだと思います。休憩時間も授業時間も学校図書館はずっと開いているのですか。また活用率などは分かりますか。

○倉垣学校教育課長

手許に資料はありませんが、学校によって違います。積極的にコーディネーターの方がいらっ しゃるような形で教員がつかなくても開ける時間を設けています。

〇植原委員

昼休みや授業中は閉めていた時期がありました。今は開けて自由に活用できるようになってきています。 岸和田に関しては学校図書館の活用にとても期待を持っています。

〇野口教育長職務代理者

ITの活用ということで子どもたちが調べ学習をするのに、コンピューターを活用しましょう、コンピューターで調べる力をつけましょうということに重点が置かれています。この計画を見ますと、本を使って自分で調べる力を養うことを応援しますと書いています。その本を見て調べてそれを整理して、まとめてというのは、はっきり言ってコンピューターで資料を見て印刷するより、ずっと時間がかかりますがそういうことを意識的に先生方が行ってくれないと、なかなか時間的なものや即効果みたいなことでいくと、子どもはどうしてもコンピューターで調べることに惹かれていくと思います。そのあたりの指導する側の意識を考えていっていただけたらと思います。

〇樋口教育長

不読率がよく新聞に載っています。大学生などはほとんど本を読まない、大人でも本を読んでいる姿を谷口委員の指摘のとおり見かけることもない。学校で読書のきっかけは作っても家ではそういう環境にないというのも事実で、そのあたりも啓発しつつ皆で総掛かりでやっていかないとまず読書をしている率が高まらないと読書が好きにならないのではないでしょうか。

〇植原委員

今教員採用試験で学校図書館司書教諭の資格を持っていれば加点されます。これから図書館の 重要性は入ってくると思います。ただ学校も忙しすぎて図書館の仕事に集中できないので、その あたりの改善は必要だと思います。

〇野口教育長職務代理者

コーディネーターの役割もとても大きいと思いますし、とても有難いです。

〇樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告は以上ですが、ほかに報告はないでしょうか。ないようですので、議案の審議に移ります。

議案第 12 号 岸和田市教育委員会事務分掌規則等の一部改正について

〇樋口教育長

議案第12号について、説明をお願いします。

〇髙井総務課長

議案第12号につきましては、岸和田市教育委員会事務分掌規則等の一部改正についてです。 岸和田市教育委員会事務分掌規則、岸和田市立学校管理運営に関する規則、岸和田市教育委員 会事務決裁規程及び岸和田市教育委員会文書管理規程の規定の整備を図ろうとするものです。

岸和田市教育委員会事務分掌規則の改正理由は、教育委員会事務局の組織機構の見直しにより、 教育総務部に「学校適正配置推進課」を置くこととなっています。また、業務の効率化の観点から学校管理課が所管している学校園の施設管理業務のうち給食施設に関する管理業務を学校給食課の所管にすることとしたため規定の整備を図ろうとしています。

第2条のところで教育総務部の中に学校適正配置推進課を入れています。第9条のところには、 学校適正配置推進課の業務内容、学校給食課の業務内容に、「学校園の施設(給食施設に限る。) 管理に関すること。」を追記しています。次の学校管理課のところでは「(給食施設を除く。)」と 追記しています。

続きまして、岸和田市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、現在各小中学校に1名校務員を配置し、施設及び設備の管理・営繕等の業務を行っています。昨年の行財政再建プランに基づいて、正規職員の欠員補充については非常勤職員を任用することになっております。非常勤職員は正規職員と勤務時間が異なるというところから、市内36校の小中高校を5つのグループに分け、各グループ内において正規職員が非常勤職員の業務を相互的にフォローする体制を構築し、さらに、各グループでの共同作業の積極的な実施によって、学校の環境改善を図ろうとするものです。

これらを効率的かつ確実に遂行するために、各グループ内から1名をグループの長として任命し、各グループに、職員を統括するとともに、グループの運営を効率的に行うために、他の職員を指揮命令する職責を担うグループの長となる者の補職、担当長級になりますが、「統括主査」として規定しようとするものです。

また、給食調理員について、以前から補職が規定されていなかったため、これもあわせて規定の整備を図ろうとするものです。

第 18 条に学校校務員の規定を書いています。第 18 条の 2 に給食調理員の補職について規定を しています。それによりまして、改正前の第 18 条に規定していた、その他の職員について第 18 条の 3 に置き換えています。内容についても文言の修正をしています。

次に岸和田市教育委員会事務決裁規程の改正についてということで、岸和田市立公民館及び青 少年会館の設置、管理等に関する条例施行規則の規定の整備、これは昨年の 10 月の定例教育委 員会会議で議案になっていました。この整備に合わせまして、市立公民館長及び拠点館長の事務 の決裁権限を明確にすることを目的として、岸和田市教育委員会事務決裁規程から公民館長等の 事務の決裁について別に定めることとする規定の整備を図ろうとするものです。

また、令和2年4月1日施行されます改正地方公務員法及び地方自治法により現在の臨時職員が会計年度任用職員に移行することとなったための規定の整備も図ろうとするものです。

第3条の第2項に公民館長の事務の決裁について記載しています。別表第1の共通専決事項に、 元々臨時職員となっていたところを会計年度任用職員とし、任用、免職という表現に改めていま す。

最後四つ目は岸和田市教育委員会文書管理規程の一部改正についてです。これは、教育委員会 事務局の組織機構の見直しにより、教育総務部に「学校適正配置推進課」を置くこととしたため、 関係する規定の整備を図ろうとするものです。

第24条の表の中に学校適正配置推進課を記載し、文書を発出する場合に文書記号というものがあります。それを「総適」として新たに追加したものです。

〇樋口教育長

説明が終わりました。規則や規程の改正について説明していただきました。 本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〇野口教育長職務代理者

学校給食に関することを、学校管理課から学校給食課に移ることに伴って課の職員数も変わるのですか。

〇山本学校管理課長

学校管理課が1名減りまして、学校給食課が1名増になります。

〇野口教育長職務代理者

給食の施設については、その1名の方が全部の学校を受け持つということですか。

〇井出学校給食課長

そうです。元々学校給食課は給食センター、いわゆる中学校給食の施設の部分で3年間きていました。小学校の方は学校管理課が学校の施設として一体で管理していたものを給食という捉え方をして小学校の給食室に関わる所を今回所管替えをしようとするものです。

〇山本学校管理課長

基本的には建物はそのまま学校管理課の方で行いますが、中に入っています給食設備関係については学校給食課とすみ分けを行います。

〇藤浪教育総務部長

食器などについても学校管理課で予算をしていましたが、どのような食器が良いかということ は学校給食課が十分把握をしていますので、結局学校給食課と相談しながら購入していました。 それであれば学校給食課が行えば良いのではないかという考え方です。

〇野口教育長職務代理者

校務員の統括主査の件ですが、他の職員を指揮命令する職責を担うグループの長となるとありますが、学校長との関係はどう考えたらよいのでしょうか。

〇髙井総務課長

学校長との連絡・報告等もその人を中心にしていただくことになります。

〇藤浪教育総務部長

統括主査は所属するブロックに属している小中学校を兼務してもらう位置づけにします。配属 されている学校の学校長からの命令だけではなく、ブロック内の他の学校長からも依頼があった 時にも動くことができるという兼務発令をしようとしています。

〇野口教育長職務代理者

臨時職員がいる学校の学校長との調整も統括主査が行うのですか。

〇髙井総務課長

そのグループ全体の連絡調整も行ってもらいます。今であれば非常勤嘱託員は週に一日公休日があります。また勤務時間も短いので、何か緊急的にすべきことが起きればグループ長が行く、しかしグループ長も自分の所属校があるので、行けない場合にはグループ内で調整もしてもらいます。今年度試行し課題が無いか毎月会議をもっていましたが、一定スムーズに問題なく行えているので、令和2年度から本格実施を考えています。

〇樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。仕組みが少しずつ変わっていきますが、うまく学校運営や教育委員会からの指示連絡がスムーズにできるような指揮系統ができると一番良いと思いますのでよろしくお願いします。それでは、原案のとおり承認することとします。

議案第13号 岸和田市教育委員会評価委員会委員の公募について

〇桶口教育長

議案第13号について、説明をお願いします。

〇髙井総務課長

議案第13号につきましては、岸和田市教育委員会評価委員会委員の公募についてです。

岸和田市教育委員会が実施する事務の管理や執行状況についての点検・評価について、指導・助言をする岸和田市教育委員会評価委員会の委員の任期が、令和2年3月31日をもって満了となります。そのことから岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づいて、市民公募するものです。

公募人数は1名、任期は、委嘱の日から令和4年3月31日まで。選考方法は、応募用紙及び「私の考える教育施策などの評価方法」をテーマとして、800字程度のレポートを提出してもらい書類で選考を行います。周知方法は、広報きしわだ4月号及び市のホームページに掲載します。応募期間は4月1日から4月20日必着です。

〇樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。 2年任期なので以前も同じような形で公募してもらっています。 ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第14号 岸和田市立小中学校適正規模・配置基本方針について

〇樋口教育長

議案第14号について、説明をお願いします。

〇髙井総務課長

議案第 14 号につきましては、岸和田市立小中学校適正規模及び適正配置基本方針についてです。

令和2年1月定例教育委員会会議において、基本方針(案)の承認をいただいたところです。 政策決定、調整会議を経て2月13日から3月16日までパブリックコメントを実施いたしました。 いただいた意見を参考に「岸和田市立小・中学校の適正規模及び適正配置基本方針」を策定する にあたり、ご審議いただくものです。

パブリックコメントの概要ですが、有効件数はご意見をいただいたのは 65 名の方、匿名の方 2名については有効としていません。結論から言いますと今回のパブリックコメントをいただい ての基本方針の修正は行わず、案のまま策定しようと考えているところです。

パブリックコメントに対する本市の考え方を説明します。基本方針全体についてということで、 内容については、「財政や効率化だけで考えてはいけません。」というご意見です。市の考え方に つきましては、方針の内容をそのまま引用し、「今回の基本方針(案)は、財政や効率化の観点 ではなく、次の時代を担う児童生徒にとってより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図る ことを第一の目的に策定しています。」としています。

2つ目のご意見は、10件あります。人口の増減や市のまちづくりについてのご意見です。市の考え方につきましては、「魅力あるまちづくりを実現するための様々な取組については、市全体の施策として全庁的に取り組んでいきたいと考えています。」と返させていただこうと考えています。

3つ目は、適正な学校規模、適正化の具体的方策についてです。こちらも基本的には、児童生徒により良い教育環境を整えるということがあります。学校教育法は国の手引き、アンケート調査結果からも、適正規模の標準的な目安については、小中学校とも12から18学級に定めさせてもらっています。適正化の具体的方策につきましては、「通学区の見直し」と「学校の統合」の二つの方策で取り組みを確実に進めていきたいと書いています。

意見の4つ目は、小規模校のメリットや統廃合の基準についてです。小規模校のメリットは、 異学年の縦の交流が行いやすいことなどがありますが、クラス替えが困難なことや中学校につい ては、全教科に十分な教員を配置しにくかったり、部活動の設置が限定されるなどのデメリット があります。一定の集団規模の中で多様な考え方に触れ、協力し合いながら、一人ひとりの資質 や能力を伸ばしていけるよう、適正化の取り組みを進めていく必要があると考えているという記 載になります。また小規模特認校となっています東葛城小学校の特色ある教育活動について、児 童生徒の豊かな心を育むための教育実践については、他の学校においても地域の特色を活かしな がら工夫して取り組んでいこうというふうに返させていただこうと考えています。

5つ目については、現状東葛城小学校が取り組んでいるところですが、令和2年度が2年目と

いうところで、しばらくは様子をみてくださいというご意見となります。市域全体から募集していますが、先ほどもありました、特色ある教育活動につきましても他の学校において地域の特色を活かしながら工夫して取り入れていきたいと返させていただこうと考えています。

6つ目は、通学路の安全確保等必要な対策についてということで、各学校の状況や立地条件が それぞれ異なります。児童生徒の通学路の安全確保、それに伴うスクールバスの導入等の対応を 行いながら進めることが重要と考えているところで、保護者や地域住民の不安を解消して理解を 得ながら進められるよう、丁寧な説明と話し合いを行ってまいりますというところです。

7番目は小中一貫校についてです。審議会の答申でも一例として小中一貫校もありました。小中一貫教育については、学力向上の課題や生徒指導上の課題等の教育課題を改善、解消する有効な手段の一つと考えているというところで、既に導入している他市の事例等も参考にしながら小中一貫教育の導入も視野に入れて学校教育の充実という視点からも適正化の取り組みについて検討していきたいと返させていただこうと考えています。

8番目の少人数学級、学級規模についてのご意見になります。こちらは従来繰り返し説明してきましたが、学級編成につきましては、国の責任のもとで実施すべきという考え方があります。小学校3年生以上での35人を上限とする学級編成の実現にむけて、現在も行っています市長会や教育長協議会を通じて要望していますので今後も引き続き継続して要望していきますというところです。

9番目、地域コミュニティや地域の意見についてです。考え方としましては、各地域に応じた 必要な対策を構築する、防災や地域コミュニティの拠点としてのあり方についても十分に配慮す ることが必要であると考えているというところです。適正化の対象となる地域の各学校の状況や 立地条件などを勘案したうえで具体的な方策等を示した実施計画を今後策定する、具体的には夏 頃を目途に策定する予定になっています。これらにつきましても保護者、地域住民の方の理解を 得ながら進められるような説明と話し合いを行ってまいります。としています。

10番目、防災や避難所機能についてということで、避難所が遠くなる、無くなるのは困るといったご意見です。こちらは、危機管理部局と連携しながら避難所までの距離についての配慮、また避難所の規模についても確保できるよう対応していきたいと考えています。

11番目のご意見は、支援学級に在籍する児童生徒についてです。前段は支援を必要とする児童 生徒のきめ細やかな指導であるとか、必要な支援というところを記載しています。後段では支援 を必要とする児童生徒については、適正規模、配置の取り組みとは別に、こういったきめ細やか な指導及び必要な支援を行っていきたいと返させていただこうと考えています。

12番目は併設幼稚園についてです。こちらは、小・中学校の適正規模・配置の取組については、市立幼稚園の再編の取組と整合を図りながら進めていきたいと考えています。

13番目は学校関係者の意見や教職員の身分保障についてです。教育公務員特例法に定義されており、この基本方針案で示している適正化の取組実施の有無に関わらず、その職責や身分に影響を与えることはありません、また適正化の取組に伴う教職員の様々な負担については、必要な対応を行うとともに、現場の実情にも十分配慮していきたいと返させていただこうと考えています。

後はその他のところで、先生の質の向上になります。質の向上につきましては、研修などの支援体制を充実させていきたいと考え方をまとめさせていただいています。

以上の内容をもって、本日ご承認いただけましたら方針を策定させてもらって、この考え方を もって市議会の各会派に説明をさせていただこうと考えています。また5月にはこの方針の市民 説明会を実施させてもらって、6月の市議会でこの基本方針の報告を行うと考えています。

〇樋口教育長

説明が終わりました。パブリックコメントが約一カ月ありましたが、それを取りまとめていただいて、その内容に対する本市の考え方を説明していただきました。

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

このことを基にして考えると、当初から案を出している基本方針については変更なく進めてい きたいということです。

〇野口教育長職務代理者

これで良いと思いますが、岸和田の地域コミュニティは長年に渡り小学校区を中心としてでき上がり非常に固い絆がありますので、書いてありますが、丁寧に説明と話し合いを行ってまいりますというところで、その地域の合意をきちんと得て行っていくことが、将来的に一番大事なことだと思います。

〇髙井総務課長

丁寧に説明を行い、理解を得ながら進めていかないといけないと考えています。

〇野口教育長職務代理者

地域が小学校をとても大事にしてきた歴史がありますので、これは大切に考えていかないといけないと思います。

〇桶口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第15号 「岸和田市立産業高等学校学則」の一部改定について

〇樋口教育長

議案第15号について、説明をお願いします。

〇小林産業高校学務課長

議案第15号につきましては、「岸和田市立産業高等学校学則」の一部改定についてです。

昨年の11月に令和2年度岸和田市立産業高等学校入学者選抜実施要項の募集人員変更を審議していただき、収容定員を80名から40名に変更させていただきました。それに伴いまして関係する規定の整備を図るものです。

改正の概要は、定時制課程商業科の収容定員を320名、4学年の80名ということですが、これを4学年の40名で160名に改めてさせていただくということです。今年の4月1日施行で行いたいと考えています。

〇樋口教育長

本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。 11月に40名ということで委員の皆さんに同意をいただいているものです。 ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第16号 岸和田市立公民館及び青少年会館事務決裁規程の制定について

〇樋口教育長

議案第16号について、説明をお願いします。

〇寺本生涯学習課長

議案第 16 号につきましては、岸和田市立公民館及び青少年会館事務決裁規程の制定についてです。

岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例施行規則第3条において公民館 の統括等に関する規定の整備を令和元年10月の定例教育委員会会議で図り、承認されました。

これにより市立公民館と拠点館、拠点館と地区館の位置付けが明確となりました。

この度、この整備に合わせまして市立公民館長及び拠点館長の事務の決裁権限を明確にするための規程を制定するものです。

まず、今回の制定は、「岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例施行規則の第3条の(公民館の統括等)に市立公民館と拠点館、また、拠点館と地区館の、それぞれの連携を謳ったことと関連しております。

具体的には、教育委員会事務決裁規程から公民館長等の事務の決裁について別に定め、新たに制定します事務決裁規程の第3条の(専決事項)に市立公民館長と拠点館長の専決事項を明記し、第1条の(目的)にありますように、教育長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行の確保と責任の明確化を図るというものです。

また、第4条の(専決の制限)には、今回の規程において定める事項以外で教育長の決裁を受けなければならない事項を規定することとし、第5条の(準用)には、この規程に定められた事項以外のものについては、岸和田市教育委員会事務決裁規程の定めるところによることを明記しました。

なお、この規程は、令和2年4月1日から施行することとしています。

〇樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。 ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第17号 岸和田市教育委員会表彰に基づく追加表彰について

〇樋口教育長

議案第17号について、説明をお願いします。

○津田スポーツ振興課長

議案第17号につきましては、岸和田市教育委員会表彰に基づく追加表彰についてです。

令和元年 10 月 1 日以降に、大阪府大会以上の規模で開催されましたスポーツ大会で優勝するなどの成績を収められた方について、岸和田市教育委員会表彰規則第 4 条第 2 号に基づき追加表彰するものです。例年 4 月に総合体育館で実施されます岸和田市民スポーツ大会総合開会式がコロナウイルスの影響で中止となっていますので、現時点でいつ表彰式を行うかは決定していません。

〇樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。 例年は大きな総合開会式で表彰するところですが、諸般の事情によりこのようになっています が、何らかの形でどこかでと考えていただいているようです。

ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 18 号 岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針(案)について 議案第 19 号 岸和田市立社会体育施設再編方針(案)について

〇樋口教育長

次に、非公開の案件の審議に入ります。関係者以外は退席願います。

(非公開議案2件について審議され、承認された。)

〇樋口教育長

以上で、本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午後5時

本会議録に相違ないことを認め署名する。

教育長

署名委員